このたび当組合では、令和6年2月21日開催の組合会(健康保険組合の議決機関)において、以下の制度の廃止が決定しましたのでお知らせいたします。

付加給付金制度 が廃止になります(令和6年4月1日から)

廃止される付加給付金

今後のスケジュール

一部負担還元金

家族療養費付加金

合算高額療養費付加金

訪問看護療養費付加金

家族訪問看護療養費付加金

埋葬料(費)付加金

家族埋葬料付加金

令和6年4月受診分から廃止になります [※1] 具体的には以下のとおりです

令和6年2月受診分⇒付加給付支給月 令和6年5月 令和6年3月受診分⇒付加給付支給月 令和6年6月 令和6年4月受診分⇒付加給付制度廃止(令和6年7月)

施行日(令和6年4月1日)以降の死亡日から廃止になります

[※1] 自己負担が、1人1ヵ月に1つの医療機関に対して35,000円を超えた場合、その超えた分を給付するワコール健保独自の付加給付です。付加給付金は、医療機関等を受診後の通常2ヶ月後に当組合に請求される診療報酬明細書に基づき、請求月の翌月に支給しています。(自動払い)

なお、高額療養費や埋葬料などの法定給付(法律で決められた給付)については、これまでどおり 支給されます。

検診補助金制度 が廃止になります(令和6年4月1日から)

廃止される補助金制度

個人別検診補助金制度

乳がん検診補助金制度

子宮がん検診補助金制度

市販禁煙補助剤購入補助金制度

乳がん検診、子宮がん検診につきましては、定期健康診断 [※2] のオプションに組み込まれ、自己負担金なし(一部負担あり)で受診できます。

[※2] 令和6年から、定期健康診断はネットワーク型健診に変更します。 詳細は適時ご案内させていただきます。

◎「子宮頚がん予防ワクチン接種補助金制度」は継続いたします。

廃止の背景

保険給付費(医療費など)や高齢者医療制度への納付金の増加により、今後さらに 組合財政運営が厳しい状況が続くと予測されるため、厚生労働省から示されている 「付加給付金は、コスト意識や受診する者としない者との負担の均衡等に留意し、組 合の財政状況を十分勘案したうえで、適正に設定すること」等の指針に基づき、組合 独自に実施してきた付加給付を廃止することとなりました。何卒ご理解ご協力のほど、 よろしくお願い申し上げます。

